

年金確保支援法案の国会提出 (厚年、DB、DC)

対象先	DB年金	厚年基金	適格年金	退職金	DC
内容	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他

ポイント

今般、以下を主な内容とする企業年金関連法案(「年金確保支援法案¹」)が国会に提出されましたので企業年金に関する部分についての概要をご案内します。法案の公布時期や関連省令通知の発出時期等は未定です。

- 一括拠出対象の拡大 (厚年・DB)
- 厚年基金の特例解散 (厚年)
- DCのマッチング拠出等 (DC)

なお、当法案は過去国会に提出され廃案となった被用者年金一元化法案²等を基に再作成されたものです。

1 国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/174.html>

2 年金ニュースNo.58

☞ 法案の概要は次頁以降をご参照

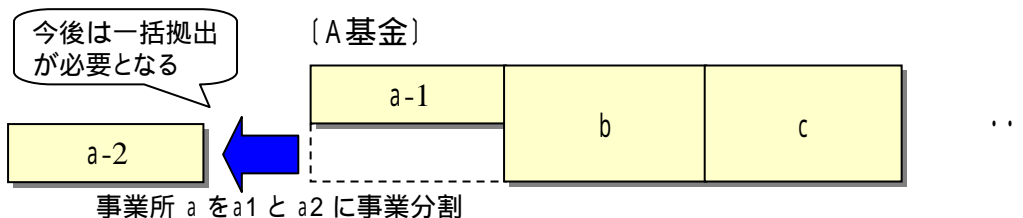
1. 厚生年金基金関連

1. **一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大** (H23.4.1施行予定)
一括拠出が必要な「設立事業所が減少する場合」には以下の場合(いわゆる「ズル抜け」)も含むことが明示された。
 - ・「分割又は事業の譲渡により他の設立事業所の事業主以外の事業主にその事業の全部または一部を承継させる場合」
 - ・「その他設立事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合」
2. **厚年基金の解散に関する特例措置** (H23.4.1施行予定)
「最低責任準備金の分割納付」・「減額最低責任準備金の納付」が認められる。
3. **住基ネットからの住所情報等の取得** (H23.4.1施行予定)
連合会経由で加入員または加入員であった者に係る給付のための情報収集等が可能となる。

特例対象期間が平成23年4月から5年間とされ、分割納付期間も最大15年とされた。

ズル抜け(事業所の一部承継)のイメージ

(a, b, cは基金の設立事業所)



厚年基金の解散に関する特例措置(平成23年4月～平成28年3月まで)

一定要件のもと以下の対応を認める。

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるときは15年以内。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、厚生労働大臣に対して最低責任準備金の減額を申し出ることが可能。(詳細は今後政省令等で明らかになると思われる)

【ご参考】以下は前回の特例措置の内容

- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分については納付計画の承認を受けた上で、分割納付(納付の猶予)が可能。〔原則5年以内。やむを得ない理由があるときは10年以内。〕
- ✓ 解散時に最低責任準備金を確保していないと見込まれる基金は、仮に当該基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していれば厚生年金本体において形成されていたであろう積立金(「減額最低責任準備金」)を解散時の納付額とすることが可能。(なお、現有資産額が減額最低責任準備金を上回る場合には現有資産額が納付額となる)

2. DB関連

1. **一括拠出対象(事業所脱退に係る掛金の一括拠出要件)の拡大** (H23.4.1施行予定)
厚年基金と同様。
2. **老齢給付金の退職即時支給年齢の拡大(65歳まで)** (H23.4.1施行予定)
これまでは、退職時に年金支給開始が可能な年齢は「50歳以上、60歳未満の規約で定める年齢」となっていたが、この範囲が拡大され「50歳以上、65歳未満の規約で定める年齢(支給開始年齢未満の年齢)」とされる。
3. **住基ネットからの住所情報等の取得** (H23.4.1施行予定)
厚年基金と同様。

3. DC関連

1. **投資教育の充実** (H23.4.1施行予定)
事業主は継続的に投資教育に配慮するよう義務化される。
2. **住基ネットからの住所情報等の取得** (H23.4.1施行予定)
厚年基金と同様。
3. **マッチング拠出** (H24.1.1施行予定)
企業型DC掛金について拠出限度額の範囲内かつ事業主掛金を上回らない範囲で加入者拠出が可能となる。
4. **拠出限度額決定の考え方の明示** (H24.1.1施行予定)
拠出限度額について、「厚生年金基金の非課税限度となる給付水準(代行部分の3.23倍)等を勘案して政令で定める額」とする考え方が明示された。
5. **資格喪失年齢の引上げ** (公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日)
資格喪失年齢を現行の「60歳」から「65歳」へ引上げることが可能となる。
6. **中途引出要件の緩和** (公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日)
2年以上継続して個人型年金運用指図者である者(継続個人型年金運用指図者)も、一定条件のもと中途引き出しが可能となる。
一定条件(以下の全て等をクリアした場合)
 - ・障害給付金の受給権者ではない
 - ・拠出期間3年以下または個人別管理資産額50万円以下(金額は現行DC令の規定)
 - ・継続個人型年金運用指図者となった日から2年未満
7. **自動移換者に係る強制裁定の実施** (公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日)
企業型の資格喪失後、申出をせずに自動移換された者についても給付に係る部分に限り個人型年金加入者とみなすことが明示された。(請求することなく70歳到達時の支給が可能。)

以上